

岩手県重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者支援推進会議設置要綱

(目的)

第1 本県の重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者を取り巻く環境を踏まえながら、課題の抽出とその解決を図るための方策等を検討し、もって、重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者の福祉の増進を図るため、岩手県重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者支援推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 推進会議は、岩手県保健福祉部長が招集し、次の各号に掲げる事項について議題とする。

- (1) 重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者の支援に関する必要な事項の検討に関すること
- (2) 前号に定めるもののほか、推進会議が必要と認める事項

(組織)

第3 推進会議の構成員は、次の各号に掲げる者の中から岩手県保健福祉部長が就任を依頼する者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者の支援に携わる医師
- (3) 関係機関・団体の者

2 推進会議には、特定の課題について協議検討するため、専門部会を置くことができる。

(任期)

第4 構成員の任期は、就任の日から2年間とする。

(会長)

第5 推進会議に会長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第6 会長は、必要と認めるときは、推進会議に構成員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7 推進会議の庶務は、岩手県保健福祉部障がい保健福祉課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月5日から施行する。